

県制度融資の融資利率の改定等について

令和8年4月からの県制度融資について、以下のとおり、改定等を行います。

1 融資利率の改定

(1) 趣旨

令和6年3月のマイナス金利政策解除後、各金融機関で金利上げが実施される中、県としては、県内中小企業者の厳しい経営状況を踏まえ、県制度の融資利率の改定を見送ってきましたが、引き続き上昇傾向にある市場金利を考慮し、4月1日から融資利率を引き上げます。

(2) 改定内容

令和8年4月1日融資実行分から、0.4%引上げ。

ただし、震災関連資金の2資金（みやぎ中小企業復興特別資金及び二重債務対策資金）については据置きとし、事業承継資金については、0.35%引上げ。

(3) 主な資金の改定状況

主な資金	現行金利	引上げ幅	改定後金利
一般資金（1年超）	1.90%	0.4%	2.30%
経営環境変化対策資金 （セーフティネット資金）5、7、8号	1.60%	0.4%	2.00%
緊急経済変動対策資金 （一般枠・地域経済対策枠）	1.45%	0.4%	1.85%
みやぎ中小企業復興特別資金	1.50%	据置き	1.50%
二重債務対策資金	1.00%	据置き	1.00%
事業承継資金	1.50%	0.35%	1.85%

2 新たな資金の創設

令和7年度経済対策として、新たに「モニタリング強化型特別保証制度」が創設されたことを踏まえ、本保証制度に対応した県制度資金を創設します。

(1) 資金名	モニタリング強化型特別資金
(2) 融資対象者	認定経営革新等支援機関との連携により、月次管理や経営状況等の報告を行う中小企業者
(3) 融資限度額	一企業 8,000万円
(4) 融資利率	2.0%
(5) 信用保証料	年0.45～1.90% ※令和8年度中は左記の1/2程度の国補助あり
(6) 取扱期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日保証申込受付分まで

3 緊急経済変動対策資金（地域経済対策枠）の事象指定延長

米国の関税措置により影響を受ける県内中小企業者の資金繰りを支援するため、本資金における事象指定期間を令和8年度末まで延長するもの。

・指定事象：「令和7年米国の関税措置に伴う経済変動」

（現在の取扱期間） 令和8年3月31日（火）信用保証協会申込分まで

（延長後の取扱期間） 令和9年3月31日（水）信用保証協会申込分まで

（※なお、上記に加え、国の保証制度の延長に伴う改正などを行う予定です。）